

保土ヶ谷工場（仮称）改築工事に係る総合評価落札方式
調達公告等に関する質問書に対する回答書（2回目質問書）

標記工事に係る設計図書等の内容等について、次のとおり質問回答書を公開します。

No.	資料名	頁	対応箇所				内容	回答欄	
1	入札説明書			9	(2)		入札書の提出は入札書(様式7号その1)及び工事費内訳書(様式7号その2)とありますが、別途各年度出来高や補助対象内外を示す内訳書の提出は必要ないという考えでよろしいでしょうか。	入札説明書に記載のとおり、所定の入札書(様式7号その1)及び工事費内訳書(様式7号その2)を提出してください。	
2	特約条項	2	第2条				「部分引渡しを行った場合において、請負人は、当該部分引渡しを行った指定部分に係る工事用地等についても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。」とありますが、部分引渡しを行った範囲の管理責任は発注者様が負うべきものと思いたします。請負人の管理責任の範囲は、部分引渡し後に指定部分周辺で工事を行う際の工事エリア全体に配慮した工事計画等を行うという理解でよろしいでしょうか。	特約条項については、入札説明書2(3)ウに記載の状況での適用を想定しています。その場合、管理については、特約条項のとおり行っていただく必要があります。	
3	総合評価落札方式実施要領書	11 16		7 22	(2) (2)		(2)技術提案の評価項目「工事における配慮」市内経済への貢献市内中小企業の活用について、企業参画数においては、相手企業の会社合併、倒産、および繁忙度等によって提案時と実施時で相違が発生する可能性があります。提案でお示しした企業活用率を実施時に達成した上で、企業参画数の予定数が満たない場合は、別途協議とさせて頂くことは可能でしょうか。	建設事業者の責によらないことが明確な場合にあっては、別途協議の対象とします。	
4	総合評価落札方式実施要領書	19	別紙2				提出図書のもため方について、中表紙の記載が特ありませんが、例えば「(9)主要設備機器計算書」では設備ごとに中表紙を付けるなど、事業者にて任意に追加してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。	
5	様式12号その4 補足資料						2月の全休(5日)は、日曜日は含まれますでしょうか。用役がごみの搬入(収集職員の出勤)や日勤職員(月～土曜日勤務)によって異なるため、曜日の指定をお願いします。	全休(5日)には、土・日曜日が含まれます。	
6	様式12号その4 補足資料						下水道の用費について、汚水排出量の減量認定制度に関する記載がありますが、貴市他工場においても減量認定制度を受けているとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。減量認定制度を受けるのに必要な量水器を設置してください。	
7	様式12号その8						「周辺に調和した外観デザイン」について「図面と併せて考え方を記述してください」とありますが、本様式に補足として図面を添付することは不可であり、施設計画図書として提出する図面を参照頂くとの理解でよろしいでしょうか。	様式12号その8に記載のとおり、A3横2枚の中で図面を用い作成し、提出してください。	
8	様式12号その11						建築設備の省エネルギー提案について、提案内容は「本工事施工範囲」とありますが、「本工事施工範囲」とは、「別添_22別添工事一覧表(施工区分)」における本体工事の施工に該当するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
9	様式12号その12						「ごみ焼却工場の脱炭素化に向けた研究の場として事業者等へ提供できるスペースについて」とありますが、「本工事の建設事業者」が「脱炭素化の研究を行う事業者」になることを前提として提案してよろしいでしょうか。それとも、ここでいう事業者とは、「本工事の建設事業者」のことではなく、本工事とは別に発注予定の「脱炭素化の研究を行う事業者」ということでしょうか。	「脱炭素化の研究を行う事業者」は、「本工事の建設事業者」とする提案も可とします。提案にあたっては、具体的な研究テーマを1つ以上選定し、研究目的・内容・想定される成果等を記載してください。	
10	施設計画図書 作成要領	2					「2 発注仕様書に対する設計計画書」について「資料2 施設計画図書に記載すること」とありますが、資料2は第3章及び第4章のみと理解しました。一方で「」について明記する箇所は第1章の性能保証事項等、他にもありますが、資料2にはない第1章、第2章、第5章、第6章についても事業者にて作成し提出する必要がありますでしょうか。	「資料2 施設計画図書」に記載されている事項以外は、提出する必要はありません。発注仕様書の提案事項「」については、設計計画書(諸室等性能表も含む)を作成してください。	
11	施設計画図書 作成要領	9					「(9)主要設備機器計算書 3)排ガス冷却設備」における「(4)復水ポンプ」と「(6)脱気器給水ポンプ」は、それぞれ「(4)排気復水移送ポンプ」と「(6)復水ポンプ」と読み替えてよろしいでしょうか。	「(6)脱気器給水ポンプ」は、「(6)排気復水移送ポンプ」と読み替えてください。	
12	施設計画図書 作成要領	12		4	(10)	①	外観パース図の角度について、敷地北西からの虫瞰図とありますが、このパースはエントランス及びアプローチ空間を表現することを意図したものでしょうか。また、そのような意図の場合、表現に適した方角からの虫瞰図としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
13	資料1 施設概要	1					「資料1 保土ヶ谷工場 施設概要」の焼却炉概要において「標準能力」[]tonの記載がありますが、本項目には1炉当たりの定格処理能力を記載することでよろしいでしょうか。	標準能力については、2炉の定格処理能力を記載してください。	
14	資料1 設備諸元						ごみ・灰クレーンの電動機[%ED]について、以下の記載があります。発注仕様書及び資料2 施設計画図書(表_第2,7節)：[](指定なし)資料1 設備諸元：100%ED どちらが正かご教示願います。	発注仕様書が正となります。	
15	発注仕様書	29	第1章 第8節	3	(2)	1)	「ごみ焼却施設における引渡性能試験は、定格運転及び軽負荷運転についても含むこと。」とありますが、引渡性能試験に「4 軽負荷運転試験」を含むとの理解でよろしいでしょうか。その場合、「軽負荷試験要領書」及び「軽負荷試験報告書」は、引渡性能試験の要領書、及び報告書に含めるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
16	発注仕様書	29	第1章 第8節	3	(2)	1)	②	引渡性能試験方法について「各炉連続24時間以上の試験を行う。」とありますが、試験条件を満たすのであれば、3炉同日に引渡性能試験を実施しても問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	試験条件を満たしていれば、提案を可とします。
17	発注仕様書	36	表1-14				性能保証事項として「30.その他 本市が必要と認めるもの。」とありますが、受注者では想定できないため明確化をお願いいたします。	建設事業者の提案によるものを始め、現状、性能保証事項として想定が難しいものは契約後、協議のうえ決定します。	
18	発注仕様書	69	第2章 第2節	5	(1) (2)		ごみピット残存物1,300m3について、1回目質問回答書のNo.106では「敷地内に新築する事務所と鶴見工場を想定すること」との指示を頂いておりますが、横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課にヒアリングを行ったところ、個別案件についてはお答えできないとのことと一般的な内容をご教示いただいております。その中で一般廃棄物であるごみピットの残存物の運搬については受託者自らが行うのではなく、下請に委託して実施することは可能との認識でよろしいでしょうか。	法施行規則第2条第1号により、市町村の委託を受けた者は業の許可がなくとも一般廃棄物の収集運搬が可能ですが、ただし、法施行令第4条第3号(委託基準)により、受託者が自ら受託業務を実施するものと定められています。そのため、収集運搬業務を下請けに委託して実施することはできません。	

19	発注仕様書	69	第2章	第2節	5	(3) (4)		対面的対話確認事項に対する回答書のNo.23で「維持管理業務で使用しない〜中略〜本市の廃棄物であることから本市にて処分を行います。」とありますが、【別添資料17.保士ヶ谷工場薬品等残量】、【別添資料34.保士ヶ谷工場消火器リスト】、【別添資料35.保士ヶ谷工場消防用設備ハロゲン化物消火設備リスト】及び【別添資料36.保士ヶ谷工場消防設備等】について、受注時時点で不要であり、提供を必要としないものについては一式貴市にて処分頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	発注仕様書	70	第2章	第3節				『令和6年度末までは、保士ヶ谷工場敷地内の管理は、本市が行う。』との記載があります。維持管理業務の対象期間は「令和7年4月1日〜」との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	発注仕様書	85	第3章	第2節	1	(10) (11)		ごみ計量器の付帯設備として「(10)データサーバ」と「(11)ロガー一端末装置」がありますが、計量データ用PCとした場合、兼用としてもよろしいでしょうか。また、兼用が不可である場合、これら設備は機能として同じであるため、計量データ用PCを2基設置することでよろしいでしょうか。	データサーバ及びロガー一端末装置の各機能に対してストレスなく動作するよう、十分余裕のあるスペック機器を選定することを条件に兼用を可とします。
22	発注仕様書	134	第3章	第5節	4	(3)		「薬剤有効貯留容量 [20] m3 (7日間分以上)」とありますが、特記事項においては「14) 薬剤貯槽については、10トンローリーによる搬入を行えるものとし、薬剤の供給が途絶しても1ヶ月高質ごみで7日間の定稼運転を可能とする容量とすること。」とあります。薬剤の貯留容量については特記事項を満足した上で最適な容量に見直しでもよろしいでしょうか。	発注仕様書のとおり、脱硝設備の薬剤有効貯留容量は、[20] m3以上としてください。
23	発注仕様書	169	第3章	第10節	1	(2)		自管線の施工方法や指定業者の有無に関して、公園管理者へ直接問い合わせ、相談を行ってもよろしいでしょうか。また、可能である場合は公園管理者(市役所内の部署/担当者様)を教えてください。	自管線の施工方法等についての問合せを希望する入札参加者は、調達公告等に関する質問書(2回目質問書)を提出した提出先に、電子メールにてお申込みください。
24	発注仕様書	169	第3章	第10節	1	(2)		自管線布設工事期間中は工事箇所を閉鎖(公園内の通路周辺住民往来不可)することは可能でしょうか。	詳細については、公園管理者と協議のうえ決定します。
25	発注仕様書	169	第3章	第10節	1	(2)		自管線の現地説明会において第1トンネルと第2トンネルの出入口脇の緑地帯の境界を確認できなかったため、公園管理区域と資源循環局の管理区域の明示をお願いいたします。	各トンネル出入口脇に二重に設置しているフェンスのうち、外側のフェンスが公園管理区域との境界です。(外側フェンスの内側が資源循環局の管理区域)また、【別添資料02.事業実施区域図】の4ページにある工事期間中植栽等管理エリア(搬入路側)の図面を更新しましたので、【別添資料②-1.工事期間中植栽等管理エリア(搬入路側)】を合わせてご確認ください。
26	発注仕様書	169	第3章	第10節	1	(2)		自管線の施工方法に関して、建柱不可とありますが、貴市想定外の公園内の埋設ルート上に排水溝が横切っており、埋設は困難と想定されます。建柱/架空又は露出配管も可として頂けないでしょうか。	提案を不可とします。側溝の下を埋設ルートとして想定しています。また、想定ルートは参考のため、自管線の施工ルートを指定するものではありません。なお、自管線の敷設及び熱利用設備(場外用)は、本体工事に含まれるため、【別添資料22.別途工事一覧表(施工区分)】の記載のとおり、自管線の敷設に係る工事及び余熱供給するための配管工事は、本体工事の所管範囲となります。
27	発注仕様書	169	第3章	第10節	1	(2)		電源切替盤の設置場所に関しては屋外設置など、事業者提案をお認め頂けないでしょうか。	提案を不可とします。
28	発注仕様書	201	第3章	第13節	2	(6) 2)		本整備用換気装置と環境集じん器の換気ダクトは第3章第6節6「煙道」に準じてとありますが、材質は減温塔以降の煙道と同じステンレス鋼と理解してよろしいでしょうか。	環境集じん器の換気ダクトはステンレス鋼とし、整備用換気装置の換気ダクトは腐食しにくい材質を提案してください。
29	発注仕様書	209	第3章	第13節	7	(4)		回収したCO2は原則全量本施設内で利用することの記載がありますが、場内消費に加え、場外消費でもメリットが得られる場合は事業者提案をお認め頂くこと可能でしょうか。	ご記載のとおり、CO2を場外消費でもメリットが得られる場合は、提案を可とします。提案にあたっては、来場者への啓発効果を高める工夫をお願いします。
30	発注仕様書	211	第3章	第13節	9	(5)		工場運営車両の能力について提案するように記載がありますが、車両の納入は本工事の対象外との理解でよろしいでしょうか。	発注仕様書記載のとおり、車両の納入は本工事の対象となります。本施設の管理運営を行ううえで必要なものを提案し、納品してください。
31	発注仕様書	239	第4章	第3節	2	(4) 1)		「駐車場は、～横浜市駐車場条例で必要な台数を確保すること」と記載がございます。仕様書の意図は「整備範囲内で、横浜市駐車場条例で必要な台数を確保すること」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。駐車場は、車路部分を含め、メンテナンス性を考慮し緑地に含めないものとします。また、ごみ焼却工場は、事務所エリアを除き、横浜市駐車場条例の非特定用途の扱いになります。なお、横浜市駐車場条例及び横浜市建築基準条例第47条の2、第48条に係る許認可も必要となります。これらの許可申請に要する期間については、工期内にて計画してください。
32	発注仕様書	240	第4章	第3節	2	(8) 5)		「緑化率は、～計画通知申請区域内で～必要な基準を満足すること」と記載がございます。1回目質問回答書No.35にて「現況の緑化率」を別添資料とあわせ、ご回答をいただいております。そのうえで、「整備範囲外(既存収集駐車場周辺、中継施設周辺)」部分での緑化の計画面積もご提示をお願いいたします。	【別添資料①-01.緑地面積算定図】による緑地帯とは別に、整備範囲外で1,200m2程度確保する予定です。
33	発注仕様書	243	第4章	第4節	1	(2)		表4-5の室内平均湿度の記載がありませんが、発注仕様書P.36表1-14の性能保証項目の番号25に記載の「相対湿度40%以上70%以下」を適用すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	発注仕様書	243	第4章	第4節	1	(3)		「熱源は、【電気式】とすること。」とありますが、余熱の利用については提案と考えるとよろしいでしょうか。	空気調和設備の熱源は、電気式とします。
35	発注仕様書	243	第4章	第4節	1	(8)		空調する諸室には、加湿装置を設けること。とありますが、空調機に組み込むタイプ・単独で設けるタイプなど設置方式については提案と考えるとよろしいでしょうか。	提案を可とします。
36	発注仕様書	244	第4章	第4節	1	(22)		換気方式については、「原則諸室等性能表によるが、省エネルギーの観点から別方式の採用も可とする。」とありますが、諸室等性能表の「電気室・廊下・階段」の換気方式を全熱交換器ではなく、別方式で提案してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
37	発注仕様書	252						解体撤去工事において、スクラップ等の有価物が生じる場合、受注者の自由処分としてよろしいでしょうか。また、有価物処分時に数量や実処分単価が当初想定から減少した場合、精算対象となりますでしょうか。	処分先の指定はありませんが、事前に監督員の確認を受けると共に、適切に処分されたことが確認できる資料を監督員に提出してください。また、工事請負契約約款に記載の変更(第19条等)及びスライド条項(26条)に該当する場合については、協議の対象となります。

38	発注仕様書	254	第5章	第1節	4	(1)	4)	低濃度PCBについては、1回目質問回答書No.279及び対面的対話確認事項に対する回答で「発注仕様書に記載のとおり、低濃度PCB廃棄物にあたるものについては機器養生等の処置を行い、本工事整備範囲内の指定する場所に移動してください」とありました。その後、横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課にヒアリングを行いました。個別案件についてはお答えできないことと一般的な内容をご教示いただいております。敷地内の移動には特に許可を求めているということですが、「機器養生等の処置を行い」との表現があります。具体的にどのような処置が必要かについてご指示願います。	「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（令和元年12月）II-2-4～8に準拠して、低濃度PCB廃棄物から外部にPCBが漏洩することがないように必要な措置を講じてください。機器からの漏洩が認められるか、運搬中に漏洩のおそれがある場合は、ブルーシート等を用いた保護・包装を行い、外部へのPCBの漏洩がないようご留意ください。
39	発注仕様書	261	第6章	第1節	1			1回目質問回答書No.295にて、「本工事着手前に要措置区域に指定されない、建設事業者が実施する自主調査の結果次第となる」旨の回答を頂いています。しかし、土壌汚染対策法上、区域指定の対象は法に基づく土壌調査の結果であり、自主調査の結果をもって区域指定とするためには土対法14条の指定の申請が必要になります。また、土壌汚染対策法に基づく土壌調査を実施するのは事業者であり、指定調査機関に委託して調査をすることになります。指定調査機関の登録をしている建設事業者もありますので、調査の受託は可能ですが、工事の請負とは別に、土対法に基づく調査の手順通りに調査を行うということになります。今回の事業は、土地の形質の変更の規模から判断して、土壌汚染対策法第4条の適用対象となります。土壌汚染のおそれがある（既に汚染が確認されている）土地との判断になれば、土壌調査の実施と同調査結果の報告を土地の形質の変更着手前までに行う必要があります。事業者である貴市で考えておられる、土壌汚染対策法第4条1項、2項の手続きスケジュールをお示し頂けますでしょうか。	発注仕様書に記載の自主調査とは、土壌汚染対策法第3条第8項に規定する「土壌汚染状況調査」を指します。また、1回目質問回答書No.295の回答に記載の「自主調査」についても同様です。発注仕様書に記載の自主調査は、「本市が実施するのではなく、本工事を受注した建設事業者が、土壌汚染対策法に基づく環境大臣又は都道府県知事が指定する者（以下、「指定調査機関」という。）に委託するか、本工事を受注した建設事業者（指定調査機関に指定された者に限る）が自ら行う調査」です。なお、保土ヶ谷工場の土壌汚染対策法の履歴（●）・今後の手続きの流れ（○）については、つぎのとおりです。●土壌汚染対策法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設使用廃止●土壌汚染対策法第3条第3項に規定する通知●土壌汚染対策法第3条第7項に規定する土地の形質変更届提出○土壌汚染対策法第3条第8項の規定による土壌汚染状況調査結果報告の命令
40	発注仕様書	261	第6章	第1節	1			今回の事業は、廃棄物焼却炉を設置している事業所で土地の形質の変更を行うため、横浜市生活環境の保全等に関する条例第70条の適用対象と思われます。土地の形質の変更をしようとする事業者は、工事着手前に条例第70条に基づく届出をする必要があり、届出書の提出後に土壌のダイオキシン類の汚染状況を調査し、横浜市へ調査結果を報告する必要があります。事業者である貴市で考えておられる、横浜市生活環境の保全等に関する条例第70条のスケジュールをお示し頂けますでしょうか。	横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下、この項において「条例」という）に基づく、届出者及び報告者は本市としますが、調査、協議及び報告書に係る必要書類作成は、発注仕様書に記載のとおり、本工事を受注した建設事業者が、汚染の状況を適切に調査することができる者に委託するか、本工事を受注した建設事業者（汚染の状況を適切に調査することができる者に限る）が自ら行ってください。保土ヶ谷工場の条例に係る履歴（●）・今後の手続きの流れ（○）については、つぎのとおりです。●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設休止届○条例第70条の3第1項に規定する土地の形質の変更の届出（又は条例第70条の2第1項に規定するダイオキシン類管理対象事業所の休止の届出）○条例第70条の3第2項（条例第70条の2第2項）に規定する調査、報告
41	別添資料No.12 アスベスト調査結果							アスベストの調査結果については受領しておりますが、リフラクトリセptomixファイバーについては既存建物・プラントに存在していないと考えてよろしいでしょうか。存在する場合は、内容と場所がわかる資料の公開をお願いします。資料がない場合や存在の有無が不明の場合、撤去工程およびコストに大きく影響する可能性があるため、その際は工程・コストに関して別途協議いただけるものとと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	別添資料No.14-2 諸室等性能表							共用部（工場エリア用）の「階段」が空調対象室ですが、見学者コースとなる範囲のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	別添資料No.14-2 諸室等性能表							各所の階段の空調は、専用で個別に設置する方式ではなく隣接する廊下等から空気を流入させる方式での提案も可能と考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
44	別添資料No.14-2 諸室等性能表							環境学習スペース、地域利用スペースは使い方も含めて提案ということで、内装仕上げなど（床、壁、天井）も提案可能となっておりますが、用途によっては可動式壁やスライディングウォール等の併用でオープンスペースに近いご提案も可能でしょうか。	発注仕様書に記載の要求水準を満たしていれば、提案を可とします。
45	1回目質問回答書	1/14	No.18					「インデックスは、総合評価表方式実施要領書の別紙1のとおりとします。」とありますが、インデックスは別紙1の名称欄に記載の①～⑦で作成するとのご認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	1回目質問回答書	1/14	No.18					インデックスは別紙1の名称欄に記載の①～⑦で作成するのに加え、様式11号の表-1、表-2の行ごとに作成するなど、事業者にて追加してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
47	1回目質問回答書	2/14	No.34					高度地区（第4種）高さ制限について関係機関との協議の結果、発注後に審査会による許可申請の必要性をご教示いただきました。許可申請に必要な具体的な書類内容や審査期間による全体工程への影響等の懸念事項については、別途協議と考えてよろしいでしょうか。	発注仕様書記載の工期内で行うものとします。なお、本工事は建築基準法第48条に係る許可も必要となります。これらの許可申請に要する期間については、工期内に計画してください。
48	1回目質問回答書		No.34, 38,40, 89,314, 334					質問回答にて「関係機関との協議を行ってください」と各回答にて回答をいただいております。緑化や高度地区、宅地造成等以外にも計画検討上、協議が必要と考える項目が発生した場合は、入札前でも「必要に応じて関係機関と協議を行う」と考えてよろしいでしょうか。	自官線に関する公園管理者との協議を除き、ご理解のとおりです。
49	1回目質問回答書	3/14	No.63					①発注仕様書24頁に記載のある資材や機器を調達する地元業者の定義として「企業規模は問いませんが、「本社」の所在地が横浜市内であることが条件です。」とご回答をいただきました。ここでいう本社とは1回目質問回答書No.14のご回答にある「法人登記事項証明書上の本店所在地が横浜市内にあること」とし、②また、提案図書の様式12号その14の見出し符号□に「記載できる企業は対面的対話確認事項に対する回答書No.108に記載の通り市内中小企業のみと考えてよろしいでしょうか。	①発注仕様書24ページに記載の本社の定義についてはご理解のとおりです。②提案図書の様式12号その14の見出し符号□に記載する提案は、中小企業に限らず、市内企業を活用し市内経済への貢献に資する提案を求めています。
50	1回目質問回答書	7/14	No.155					「費用対効果を踏まえ、焼却灰中の鉄分及び落じん灰の資源化を主な評価対象としています。」とありますが、焼却灰中の鉄分の資源化についてはそもそも品質が悪く、鉄スクラップとしての市場価値が低いため、経済状況等により鉄の市場価格が下落した場合、有価物としての売却ではなく、処理費が発生（または、逆有価物となってしまう）することもあると考えます。そのため、長期にわたる有価売却の保証は難しいのが現状です。焼却灰中の鉄分の資源化の提案は、有価物として売却が履行される場合のみ費用対効果があると認められ、提案が可能との理解でよろしいでしょうか。	焼却灰中の鉄分の資源化については、鉄分の売却単価並びに鉄分回収装置の維持管理費、運搬費等を総合して提案内容を評価します。有価物として売却が履行されない場合においても、提案は可とします。

51	対面的対話確認事項に対する回答書	2/9	No. 24					「工期内の輸送事務所でのごみの搬出入は、年末年始（12/31～1/3）及び日曜日以外行われます。」とありますが、新施設竣工後もごみの搬入は同様（年末年始（12/31～1/3）及び日曜日以外）と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、新輸送事務所のごみの搬出入についても、従来同様、年末年始（12/31～1/3）及び日曜日以外に行われます。
52	対面的対話確認事項に対する回答書	4/9	No. 67					「①国道1号線より内側の構内道路は、道路法・道路交通法の適用をうけません」と回答をいただきました。計画通知上の接道条件となる道路は、「国道1号線」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	対面的対話確認事項に対する回答書	4/9	No. 67					「①国道1号線」が接道条件となる道路と考える場合、「計画通知申請区域となる境界線」のご提示をお願いいたします。	第1回質問に対する回答書No.329回答に記載のとおり、【別添資料02_事業実施区域図】現況図に赤線で明示した敷地境界が、計画通知申請区域を想定しています。なお、赤線で示した境界線から国道1号線までの児童遊園地内の通路（トンネル部分）は、環境創造局より占用許可を取得しています。
54	対面的対話質問回答書	8/9	No. 125					使用水量について、洗車用水、生活用水（事務所エリア）〔125m ³ /d〕とご回答をいただいておりますが、洗車排水量の計算をおこなうために、洗車用水量のみの使用水量または洗車台数をご教示願います。	新施設事務所エリアの生活用水は〔110m ³ /d〕、洗車用水は〔15m ³ /d〕とします。
55	対面的対話確認事項に対する回答書	8/9	No. 125					洗車用水、生活用水（事務所エリア）は125m ³ /dとするとありますが、事務所エリアで洗車をする場所はどこになりますでしょうか。発注仕様書P239の第3節2(5)洗車場でしょうか。	ご理解のとおりです。
56	対面的対話確認事項に対する回答書	8/9	No. 125					洗車用水、生活用水（事務所エリア）は125m ³ /dとするとありますが、仕様書P68の第2節2(2)で既存の保土ヶ谷事務所の洗車用水が約80m ³ /日とあります。125m ³ /dの内訳は洗車用水80m ³ /d、生活用水45m ³ /dを想定しているということでしょうか。ごみの搬入がない日（年末年始（12/31～1/3）及び日曜日）については洗車用水、生活用水は見込まず、工場職員の使用量のみを見込むことでしょうか。	仕様書P68に記載の約80m ³ /dとは、既存保土ヶ谷事務所の生活用水と洗車用水の合計です。新施設事務所エリアの生活用水は〔110m ³ /d〕、洗車用水は〔15m ³ /d〕とします。ごみの搬入が無い日は、ご理解のとおりです。
57	対面的対話確認事項に対する回答書	2/9, 8/9	No. 28, 123					「提案図書の様式12号その5補足資料に記載の含水率は、24%で提案してください。」とあります。一方で、「灰押出装置の含水率（装置出口）については、提案を可とします。」とありますが、これは、「様式12号その5提案書本文では変更提案可能」という理解でよろしいでしょうか。それとも、「施設計画図書の資料2のみ変更提案可能」ということでしょうか。	様式12号その5補足資料以外の様式12号その5本文及び施設計画図書については、含水率24%以外の提案も可とします。
58	その他							施工期間中に必要な式典（安全祈願祭、起工式、上棟式、竣工式など）がございましたら時期と参加人数についてご教示願います。	開所式は、本市で主催することを考えています。